協和

発行責任者 / 小　林　政　仁
発　行　日 / 2026年11月1日

CREAS
日本クレアス税理士法人　埼玉川口本部　小林合同会計
税理士　小林政氏　税理士　小林政仁
税理士　須賀保雄　税理士　原岡昌幸
税理士　伊藤智之
〒332-0032　埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL：048-253-5668　FAX：048-253-7602
URL：http://j-creas.com

社報タイトル「協和」は社内で掲げる２０２６年の標語です。

No. 245

12月の税務



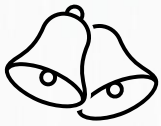
● 12月10日

1. 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月～11月分）の納付

● 本年最後の給与の支払を受ける日の前日

2. 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
 提出先…給与の支払者経由，その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

● 本年最後の給与の支払をするとき



3. 給与所得の年末調整

● 翌年1月４日

4. 10月決算法人の確定申告
 <法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
5. 1月，4月，7月，10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
 <消費税及び地方消費税>
6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
 <消費税及び地方消費税>
7. 4月決算法人の中間申告
 <法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
8. 消費税の年税額が400万円超の1月，4月，7月決算法人の3月ごとの中間申告
 <消費税及び地方消費税>
9. 消費税の年税額が4,800万円超の9月，10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2か月分）<消費税及び地方消費税>

● 12月中において市町村の条例で定める日

10. 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付

デスクマット等に挟んでご利用ください。

税務豆知識

インボイス制度の経過措置について

M.I

適格請求書発行事業者以外の者(免税事業者又は登録を受けていない課税事業者)と取引をされた場合の仕入税額控除を受ける割合が、10 月より変更となりました。
9月までは消費税相当額の80%でしたが、10月より70%に変更となります。

＜設例＞
適格請求書発行事業者以外の者と税抜1万円の取引を行った場合
10,000 円×10%＝1,000 円(消費税相当額)
9 月まで　1,000 円×80%＝800 円(仕入税額控除額)
10 月から　1,000 円×70%＝700 円(仕入税額控除額)

なお、適格請求書発行事業者との取引は通常通り 1,000 円の仕入税額控除が受けられます。

詳細については各担当に気軽にお問い合わせください。

令和 8 年 10 月 2 日(金)、日本クレアス税理士法人の本社見学に行ってまいりました。



本社が入る霞が関ビルディングまでは、
埼玉川口本部から約 1 時間。
高層階のフロアからは都内のランドマークを一望でき、
普段とは違う景色に圧倒されました
(高い所が苦手な方には少し勇気がいる眺望かもしれません)。

見学ではオフィス環境や実際の業務風景を間近で拝見し、本社の雰囲気を直に肌で感じる貴重な機会となりました。



見学後は本社社員の皆さまとの懇親会が開催され、それぞれの業務内容や職場環境についての意見交換を行いました。普段なかなか話す機会のない方々とも親睦を深めることができ、大変有意義な時間となりました。

今回は埼玉川口本部と本社との交流でしたが、今後は他地域の皆さまとも一堂に会する機会があれば、組織としての結束がさらに深まり、より一層盛り上がりそうだと感じています。